

2 国外発生段階（国計画におけるフェーズ4A）

(1) サーベイランス

- ・ 感染症法に基づく指定感染症への政令指定に伴う医師からの報告により、新型インフルエンザ（疑似症患者を含む）の発生動向について把握する。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- ・ 感染のみられた集団（クラスター）を早期発見するため、クラスターサーベイランスを行う。（保健薬務課、保健所）
- ・ 患者の現状をリアルタイムに把握するため、症候群サーベイランスを行う（現行の感染症発生動向調査におけるインフルエンザ定点医療機関からの報告を毎週から毎日に変更）。（保健薬務課、保健所、衛生研究所）
- ・ インフルエンザ様疾患集団発生報告に基づく情報収集を継続する。（保健薬務課）
- ・ 感染症指定医療機関に対して、新型インフルエンザ（疑似症患者を含む）による患者数、入院患者数及び死亡者数の報告について、協力要請を行う。（保健薬務課）

(2) 情報提供・相談

ア 情報提供

- ・ 通常のインフルエンザ予防情報について、ホームページ等に掲載し、一次予防の徹底を周知する。（保健薬務課）
- ・ インフルエンザの発生動向について、ホームページに掲載するとともに、必要に応じ報道機関を通じて情報提供を行う。（保健薬務課、衛生研究所）
- ・ 海外の患者発生情報、感染予防策、相談体制等について、ホームページ等に掲載するとともに、必要に応じ報道機関を通じて情報提供し、注意喚起を行う。（県民文化課国際室、危機管理室、保健薬務課）
- ・ 市町村及び医療機関などの関係機関・団体に対し、海外での発生状況、感染予防策及び相談体制等について情報提供するとともに、国内発生に備えた協力を要請する。（保健薬務課）

イ 相談

- ・ 県民からの問い合わせに対応するため、県庁、総合支庁及び保健所に相談窓口を設置する。（県庁、総合支庁、保健所）
→ 相談窓口では、県民生活相談、渡航関係相談及び健康相談に対応する。
- ・ 市町村及び医療機関に対して、相談窓口の設置について協力を依頼する。（保健薬務課）

(3) 県民・事業者等への感染拡大防止要請、対応及び支援

ア 学校

- ・ 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。
(スポーツ保健課、教育やまがた振興課⇒学校)
- ・ 流行期に教職員が複数発症した場合の管理体制を検討するよう要請する。(スポーツ保健課、義務教育課、高校教育課、教育やまがた振興課⇒学校)
- ・ 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛を要請する。(スポーツ保健課、義務教育課、高校教育課、教育やまがた振興課⇒学校)

イ 事業所

- ・ 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。
(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 流行期に従事者が複数発症した場合の業務体制を検討するよう要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)
- ・ 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛を要請する。(関係各課⇒事業者団体⇒事業所)

ウ 社会福祉施設

- ・ 新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。
(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 流行期に従事者が複数発症した場合の管理体制を検討するよう要請する。(健康福祉部⇒社会福祉施設)
- ・ 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛を要請する。(健康福祉部⇒社会福祉施設)

エ 国際航空・船舶

- ・ 入港船舶の情報を収集し、関係機関に提供する。(交通政策課空港港湾室、港湾事務所⇒関係機関)
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者が入国した場合、停留等を行う検疫所と連携するとともに、患者を感染症指定医療機関に移送する。(保健薬務課、保健所⇒患者)
- ・ 新型インフルエンザ疑い患者が乗っていた航空機・船舶の同乗者に対する疫学調査を実施する。(保健薬務課、保健所⇒同乗者)

- オ 大規模イベント、興行施設、商業施設、公共機関、公共施設
- ・ ホームページ等により、新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。(関係各課⇒事業者団体等⇒施設等)
- カ 在宅療養者(児童・高齢者・障害者等)
- ・ 市町村広報及びホームページ等により、新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。(健康福祉部⇒市町村⇒対象者)
- キ 海外渡航、観光客、駐在員
- ・ ホームページ等により、新型インフルエンザに関する情報提供、国内外・県内におけるインフルエンザの流行状況の情報提供、手洗い、うがい、マスク着用等一次予防を周知する。(県民文化課国際室⇒渡航予定者)
 - ・ 国外に派遣されている日本人学校教師、海外技術協力員等に対し、新型インフルエンザに関する情報を提供する。(義務教育課、県民文化課国際室等⇒派遣機関等⇒被派遣者)
 - ・ 新型インフルエンザ発生地域への渡航自粛を要請する。(県民文化課国際室⇒渡航予定者)
 - ・ 国外の新型インフルエンザ発生地域から来県した観光客に発熱・咳等の症状が見られる場合は医療機関受診を勧奨するよう旅館・ホテルに要請する。(保健薬務課、保健所⇒宿泊事業者団体⇒旅館等⇒観光客)
 - ・ 新型インフルエンザ発生地域に派遣している駐在員等が発症した場合に、駐在先で抗インフルエンザウイルス薬による治療が受けられるよう事業所に要請する。(工業振興課、商業経済交流課⇒事業者団体⇒事業所)
 - ・ 新型インフルエンザ発生地域に派遣している駐在員で症状がある者の帰国自粛を要請する。(工業振興課、商業経済交流課⇒事業者団体⇒事業所)
- ク 一般家庭
- ・ 帰宅時の手洗い、うがい、外出時のマスク着用等一次予防の徹底を要請する。(保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭)
 - ・ 新型インフルエンザが発生している外国への渡航自粛を要請する。(保健薬務課⇒市町村⇒一般家庭)

(4) 疫学調査

- ・ 疫学調査の準備として、事前に調査チームメンバー(医師、保健師等)の設定、

N95等のマスク、ゴーグル、防護衣などの個人防護具、消毒用携帯アルコール等の用意を行う。(保健薬務課、保健所)

- ・ 調査のストレスの大きさを考慮して、あらかじめ調査担当者の精神面をサポートする体制について検討する。(保健所)
- ・ 調査担当者については、可能な限り通常のインフルエンザワクチンを接種しておく。(保健所)
- ・ 調査担当者に対して、標準予防策、飛沫感染予防策の徹底を図る。(保健所)

(5) 医療体制

ア 医療機関等との連絡調整

a 医療機関共通

- ・ 新型インフルエンザの感染症法に基づく指定感染症への政令指定に伴い、全ての医療機関に対し、新型インフルエンザ患者（疑似症患者を含む）を診察した場合は、保健所に届け出るよう要請する。(保健薬務課、保健所)

b 感染症指定医療機関（陰圧化が可能な結核病床を有する医療機関も含む）

- ・ 発生前段階（フェーズ3A）に引き続き、発熱患者専用外来の設置や入院医療等の確保を要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

c 感染症指定医療機関以外の一次・二次医療機関

- ・ 発生前段階（フェーズ3A）に引き続き、外来又は入院医療の確保を要請するとともに、新型インフルエンザが疑われる患者が受診した場合は、保健所へ要観察例として連絡するとともに咽頭拭い液を採取するよう周知する。
(保健薬務課、健康福祉企画課)

d その他

- ・ 流行期においても地域の医療機能を維持する観点から、感染症指定医療機関やそれ以外の二次医療機関が実施している特殊医療・高度専門医療等が確保されるよう検討する。(保健薬務課、健康福祉企画課)

イ 医療スタッフの確保・予防対策

- ・ 発生前段階（フェーズ3A）に引き続き、各医療機関に対して、流行期において医療従事者が複数発症した場合の業務体制の検討を要請する。(保健薬務課、健康福祉企画課)
- ・ 発生前段階（フェーズ3A）に引き続き、県看護協会と連携し、医療スタッフ確保の準備を行う。(保健薬務課、健康福祉企画課)

- ・ 発生前段階（フェーズ3A）に引き続き、各医療機関に対して、医療スタッフの感染予防対策を徹底し、罹患を未然に防ぐよう要請する。（保健薬務課）

ウ 患者移送体制整備

- ・ 発生前段階（フェーズ3A）に整備した患者移送体制等について、各医療機関及び各消防機関に対し周知する。（保健薬務課、総合防災課）

エ 臨時の収容施設

- ・ 流行期（フェーズ6B）において、患者が増加し、医療機関内に収容しきれない場合を想定し、県、市町村、関係機関が協議のうえ、臨時の収容施設にあてる公共施設等を選定するとともに医療従事者の応援体制を検討する。（関係部局）

オ 抗インフルエンザウイルス薬

- ・ 発生前段階（フェーズ3A）に引き続き、抗インフルエンザウイルス薬の確保に努め、併せて流通状況等を確認する。（保健薬務課）
- ・ 各医療機関に対し、抗インフルエンザウイルス薬の適正使用を要請する。（保健薬務課）

カ 新型インフルエンザワクチン

- ・ 新型インフルエンザワクチンの接種場所及び接種医、接種器具等の確保等の体制を整備する。（保健薬務課）

(6) 県の組織体制

- ・ 流行期に職員が複数発症した場合の業務体制を検討する。（各所属）